

化学会が変わります！平成18年度以降の会長候補者を会員直接選挙で選出！—役員選考方法改正案承認される—

平成16年度副会長・会務部門長
井上晴夫

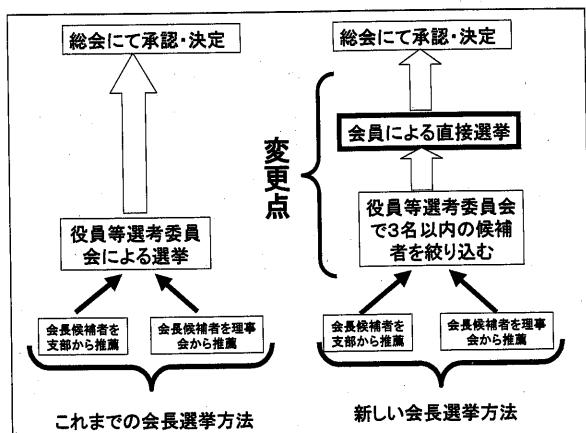
はじめに

本誌10月号1091ページでお知らせいたしました役員選考方法改正案は、去る10月13日開催の第670回理事会で一部修正のうえ承認されました。以下に改正の概要と今後の手順をお知らせいたします。なお、改正の趣旨・経緯については本誌10月号の上記ページをご覧下さい。

(1) 会長直接選挙及び会長任期2年（次期会長制の廃止）と実施時期

①平成18年度（平成18年3月1日就任）会長就任予定者から会員による直接選挙を実施します。直接選挙は平成17年1月開催予定の役員選考委員会で選出された3名以内の候補者を対象に行います。

②投票のための候補者経歴書及び投票用紙は、平成17年2月中旬に投票有資格者に郵送いたします。候補者の経歴書は、本誌明年3月号にも掲載します。投票有資格者は送付された経歴書または本誌を参照され、郵送された投票用紙を用いて投票いただくことになります。投票締切りは平成17年3月中旬、開票は3月下旬の予定です。



③投票の有資格者は、個人正会員、名誉会員、直接選挙を実施する年の1月1日現在で入会後2年以上を経過した学生会員、及び教育会員です。

④これまで次期会長職1年、会長職1年であった会長の任期は、平成18年度会長就任予定者から会長職として2年任期となります。これに伴い現行の次期会長制を廃止します。平成18年度～19年度会長候補者は、平成17年度の理事会には役員ではないオブザーバーの資格で参画されます。

⑤平成17年度の会長職を代行する筆頭副会長（1名）を平成16年度中（平成17年2月中旬）に選出します。筆頭副会長は平成16年度次期会長である17年度会長就任予定者が指名し、運営会議及び理事会で承認・決定します。

(2) 原則として3回に1回は産業界所属の会長を選出

現在、本会の個人正会員の約半数は産業界関係者によって占められています。産業界所属の会長についても原則として3回に1回（6年のうち2年）は会長として選出されるよう役員選挙規程に明記することになりました。ただし、平成18年度～19年度会長候補者は今回承認された新方式によって初めて選挙することになりますので、候補者はアカデミア関係者から選出し、平成20年度～21年度会長候補者は産業界関係者から選出することを先般開催の理事会で決定いたしました。

(3) 副会長の選考方法：組閣性

現在、副会長の定数は産業界関係者2名、支部推薦の個人正会員4名の計6名です。後者の4名は推薦母体が指定された支部のみであり、ほぼ自動的に副会長

に就任していました。副会長は、本会の各部門の部門長及び副部門長として会の運営に極めて大きな役割を負っています。よって副会長の人選では会長の意向が十分に反映された適任者を選ぶ必要があります。

このような観点から、平成 17 年度選挙（平成 18 年度副会長就任予定者）から、会長の意向を汲んだいわば組閣性による副会長選出を実施いたします。ただし、一部の支部ではこれまでの規定により、すでに 18 年度副会長候補者を予定しているところがありますので、平成 18 年度は経過措置として支部の事情を最大限考慮することになります。また、副会長は本会の運営や事業をある程度理解していることが望ましいことから、支部長経験者または理事経験者の中から会長の指名により選出します。ただし、会長の指名が恣意的にならないよう、また一部の支部に偏らないようにするため、運営会議及び理事会で審議・承認することになります。

(4) 理事の定数と候補者推薦枠の多様化の検討：女性理事を会長が推薦

本誌 10 月号でお知らせいたしましたように、現在、理事の定数は、会長 1 名、副会長 6 名、次期会長 1 名、支部推薦 14 名、法人枠 3 名、常務理事 1 名、の計 26 名です。平成 17 年度より次期会長制度が廃止されますので、理事 1 名が減員になりますが、平成 11 年 6 月「男女共同参画社会基本法」が制定・施行され、理事会・委員会に女性の参画を促進することが法制化さ

れるなどの状況の中、関係 41 学協会で構成される『男女共同参画推進委員会』[本会代表 相馬芳枝氏（産総研）] より、各学協会の理事会・委員会等において女性の割合を増やすことについての要望書が提出されました。このため、先般開催の理事会において、本件について慎重に審議した結果、平成 17 年度理事候補者として会長推薦枠で女性 1 名を加えることが決定されました。よって理事の定数は従来と同じ 26 名です。

本来役員の構成は、所属支部の枠以外に専門分野、性別、産学官のバランスが考慮されて然るべきところ、現在は支部推薦枠と法人枠しか考慮されていません。本会は化学の全分野を統括し、それらの学問分野の発展を牽引する立場にあることを考えると、推薦枠も広範な分野に配慮した多様性が必要であると思われます。

理事の構成については、本会の運営上極めて重要な問題ですので、本部・支部間のコミュニケーションに留意しながら、今後も会務部門で引き続き検討し、平成 16 年度中に何らかの答申をまとめる予定です。

役員選考方法については、常に時代と化学会の状況に即した方法に改正することが必要であり、一定の期間後には見直しをする予定です。会員の皆様のご協力とご理解をお願い申し上げますとともに、本案について忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

ご意見提出先 日本化学会会務部門会議 (E-mail: yakuinn@chemistry.or.jp)

v) 以後の連絡先・問合せ先（当然、ivと同じである場合が多いと思われますが）

連絡先・問合せ先

101-8307 東京都千代田区神田駿河台 1-5

社団法人 日本化学会・化学教育協議会 化学アーカイブズ設立準備 WG 事務局（担当：田巻 博）

E-mail : chemarch@chemistry.or.jp

電話(03)3292-6797(直通) FAX(03)3292-6318

役員選考方法改正案の骨子まとまる—平成18年度以降の会長候補者を会員による直接選挙で選出！—

平成16年度副会長・会務部門長 井上晴夫

はじめに

このたび、会務部門会議では役員選考方法改正案の大綱をまとめましたので、以下にその骨子をお知らせいたします。本改正案は本年10月の理事会に諮り、審議と承認を経て実施することになります。本件は会員の皆様にとって非常に重要な事項ですので、検討と議論の過程をこの「コラム・化学会発」から現在進行形でお知らせしようとするものです。本誌12月号には改めて10月理事会での審議による改正案の詳細をお知らせいたします。

検討の経緯

本会は昨年度、定款の変更に際し、所管官庁である文部科学省より、役員の構成、人数、任期について総務省作成のモデル定款に近づけるよう指導を受けておりました。

ご承知のように近年、科学技術の高度化、融合化、国際化が著しく進展し、国立大学の法人化にみられるように、本会を取り巻く環境も多彩な形で急速に変化してきています。本会が今後とも世界の化学分野において真のリーディングソサエティーとして機能し発展してゆくためには、急速に変化する様々な問題に対し、的確に、迅速に、さらに戦略的に対応することが運営上不可欠になっています。

このような状況をふまえ、平成15年度会務部門会議（部門長 月向邦彦副会長）では、役員選考方法について全面的な見直しが必要との判断から、現行の選考制度を検討し、平成16年度会務部門会議（部門長 井上晴夫副会長）にこの問題を継続審議課題として引

き継がれました。

このため平成16年度会務部門会議では、継続審議として申し送られた役員選考制度の問題点の所在を確認するとともに、現行選考制度の改正案について数次にわたり慎重に検討し、改正の基本的な骨格をまとめ運営会議に報告・説明するとともに、本年3月の支部長会、5月の支部長・部会長会、さらには7月の理事会などで報告し、関係者の意見を聴取しながらさらに検討を重ねてまいりました。以下にその骨子をお知らせいたします。

役員選考方法改正案の大綱

(1) 会長直接選挙及び会長任期2年（次期会長制の廃止）と実施時期

現在、本会の会長候補者は理事会及び各支部代議員会でそれぞれ選出され、支部代議員（330名）の中から選ばれた役員選考委員（33名）による役員選考委員会で投票により候補者を選出し、1月理事会及び総会の承認を経て決定しております。初年度は次期会長（理事）として理事会等に参画していただき、翌年から会長として就任されています。

現在の会長候補者の選出は上述のように代議員によるいわば間接選挙となっていますが、会員と学会との関係を考慮するとき、現行制度では両者の関係は希薄にならざるをえません。科学者・科学者コミュニティは今後より社会との関係が問われることからみて、本会も社会に開かれた存在でなければなりません。会員による直接選挙はもはや時の趨勢であり、会員の参画意識を高揚するためにも会員による直接選挙を実施すべき時期にあると考えます。会員による直接選挙

制度を採用している学会としては、海外ではアメリカ化学会、国内では物理学会、応用物理学会、電子情報通信学会などがあります。会長の直接選挙は各支部でも異論がなく、早期実現を望む声は決して小さくありません。これにより、会員の方々にとって本会がより身近な存在となることが期待されます。

また、会長職としての任期は現在実質1年ですが、これでは社会の変化に対応する学会運営や改革は難しいとの強い意見があり、下記のように改正する方針です。

①平成18年度（平成18年3月1日）会長就任予定者から会員による直接選挙を実施する。このため平成17年1月開催予定の役員等選考委員会で選出された複数の候補者を対象に、個人正会員、入会後2年以上を経過した学生会員、及び教育会員による直接選挙を行う。

②これまで次期会長職1年、会長職1年であった任期は、平成18年度会長就任予定者から会長職として2年の任期とする。これに伴い現行の次期会長制を廃止する。

③会長職を代行する筆頭副会長（1名）をあらかじめ選出する。筆頭副会長は会長が指名し、理事会で決定する。

会員の投票有資格者及び直接選挙の実施時期

④投票の有資格者（投票を依頼する会員）は、会員規程を改正し、個人正会員（含む名誉会員）、入会後2年以上の学生会員、及び教育会員とする。

⑤平成17年1月開催予定の役員選考委員会で選出された複数の候補者を対象に、同年2月中旬に投票有資格者に投票用紙を郵送する。

（2）副会長の選考方法：組閣性

現在、副会長の定数は産業界関係者2名、支部推薦の個人正会員4名の計6名です。後者の4名は推薦母体が指定された支部のみであり、ほぼ自動的に副会長に就任しています。副会長は、本会の各部門の部門長及び副部門長として会の運営に極めて大きな役割を負っています。よって副会長の人選は会長、次期会長の意向が十分に反映され、真に意欲と能力のある候補者を選ぶ必要があります。

このような観点から、これまでの支部推薦枠を撤廃

し、会長の意向を汲んだいわば組閣性を検討中です。また、副会長は本会の運営や事業をある程度理解していることが望ましく、支部長または理事経験者の中から会長の指名により選出します。ただし、会長の指名が恣意的にならないよう、また一部の支部に偏らないよう配慮する必要があります。意欲と経験を備えた候補者を人選することにより、文字通り責任ある執行部体制が可能となります。

（3）理事の定数1名減員と候補者推薦枠の多様化の検討

現在、理事の定数は、次期会長（理事）1名、支部推薦14名、法人枠3名、常務理事1名、の計19名です。しかし平成18年度より次期会長制度が廃止されますので、理事1名が減員となります。

現行制度の最大の問題点は、本来役員の構成は、所属支部の枠以外に専門分野、性別、産学官のバランスが考慮されて然るべきところ、支部推薦枠と法人枠しか考慮されていないことです。本会は化学の全分野を統括し、それらの学問分野の発展を牽引する立場にあることを考えると、推薦枠も広範な分野に配慮した多様性が必要であると思われます。

しかし一方では、支部役員数の削減は本部の活動に対する支部の参加・協力の意識を減退させ、本部・支部間のコミュニケーションにも影響を及ぼす可能性もあり、慎重に検討すべきとの意見も決して小さくありません。また、専門分野からの推薦枠については、現在、本会でディビジョン制度の検討が行われている段階であり、現時点で専門分野を考慮して理事の構成を決定できる状況にはありません。よって当面は現行どおりとします。ただし、理事の構成については、本会の運営上極めて重要な問題であり、今後も引き続き検討していく予定です。

化学会の役員選考方法については一定の期間後には見直しをし、常に時代と化学会の状況に即した方法に改正することが必要と考えられます。会員諸氏のご協力とご理解をお願い申し上げますとともに、本案について忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

●意見提出先 日本化学会会務部門会議（E-mail: yakuinn@chemistry.or.jp）